



国労仙台

No. 2547
2009年4月10日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙

3月27日 団交(申21号)
総合車七業務改善)
3月29日 安プロ・各支
部業長合同会議
4月1日 4・1中央集会
4月8日 09春闘総括会議

高裁も不当労働行為認定

請求の時効を否定 雇用関係は棄却

鉄建公団控訴審判決

JR不採用差別事件で3月25日、東京高裁第17部(南敏文裁判長)は、高裁段階で初の不当労働行為を認定し、被告側の時効の主張も退ける判決を下した。しかし地位確認(雇用関係)は一審同様否定をした。原告は国労の闘争団員とその遺族ら304名で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に雇用関係の確認と損害賠償を求めたもの。

いて顕著な差がついた理由として「所属組合による不利益取扱いがあり、また国鉄は国労嫌悪ないし弱体化の意図を持っていた」とし、不当労働行為の存在を明確に認めた。

今訴訟は、国鉄清算事業団を承継した鉄建公団(現運輸機構)に対し、原告団が「解雇は不当労働行為による無効なものであり、雇用関係が存在する確認と未払賃金の請求、解雇有効の場合、予備的請求として、不当労働行為を原因とする採用差別によって、希望するJRに採用されなかったことにより被った損害の賠償を求めた事案である。

争点について

結論の概要

判決では、地位確認を棄却し、予備的請求につき以下の通りとした。
一審原告ら()を除く
に550万円の損害賠償請求を認める。 広域採用に

主な争点は、国鉄清算事業団からの解雇の効力、国鉄の不法行為の有無、損害請求の消滅時効の成否、不法行為による損害の範囲等であり、まず、採用については、一審原告らの国鉄清算事業団からの解雇が無効であるという主張は一審同様却下された。 採用率につ

応募し、辞退した者6名は各275万円の損害賠償請求を認める。 停職処分等により採用基準に該当しなかった者6名、第二希望のJRに採用されこれを辞退した者4名については請求を棄却する。

起算日は前進
対象者は後退
また判決では一審判決に50万(弁護士費用)を追加し、起算日を昭和62年の採用差別の時点に遡った。 一審で被処分者の扱いと、第二希望のJRに採用されたものの、辞退をした者については棄却。 また広域採用に

各社軒並べアゼロ回答!

貨物は10年連続

組合員・家族の切実な思いを踏みにじる

貨物会社は3月23日、国労の「09年度新賃金等の支払いに関する申し入れ」に対し、「10年連続アゼロ」55歳以上一律13000円の引上げ、「諸手当の一部引上げ」などを回答した。 団交の席上、本部は強い抗議の意思表示を行い、また3月15日をもって一方的に廃止された「JRカード」の扱いと合わせて組合員は全国から抗議行動を展開し、再検討・再回答を求めたが、3月30日13時、この間の運動の到達点と教訓を踏まえ、妥結に至った。

契約社員 平成21年度の契約満了者に限り、精勤手当に2万円を加算。

新賃金諸元	2009年度
社員数	59,700人
平均年齢	43.3歳
平均勤続年数	22.3年
基本給額	307,782円
都市手当	19,793円
扶養手当	10,088円
合計額	337,663円
定期昇給額	6,685円
基準内改善	0円

貨物所属支部・地区で抗議集会

新賃金諸元	2009年度
社員数	7,041人
平均年齢	39.9歳
平均勤続年数	20.2年
基本給額	252,091円
都市手当	11,905円
扶養手当	6,900円
合計額	270,896円
定期昇給額	5,353円
基準内改善	0円

3月27日に宮城集会を宮城野貨物駅前において開催し、週明けの3月30日には郡山工場支部と郡山分連協が中心となってそれぞれ抗議集会を開催した。

JR貨物09年度新賃金
また、東日本本部は09年度新賃金ならびに夏季手当に

郡山工場支部集會は、郡山総合車両センター正門向いにおいて開催された。貨物郡山渡辺副分會長からは「この間、現場長に対し、組合の主張を申し入れてきた。会社は

7年連続赤字であるが、アゼロは10年連続。大変不満であり納得が行かないが、今後とも旅客・貨物一体で粘り強く闘つとの決意を受けた。 更に郡工支部と各分會の代表からもアゼロ回答に対する怒りと闘う決意が表明された。 【郡工・橋本通信員】



集会1047名の人権回復を 解決の引き延ばしは許さない

4月1日、大井町きゅりあんホールにおいて、「4者・4団体」主催による「1047名の人権回復を！政治解決で要求実現をめざす4・1集会」が開催された。年度内政治解決は実現しなかったものの、早期解決を宣言したと言える。「3・25判決」直後の集会であり、全国から1500人が結集し会場を埋めつくした。解決の引き延ばしをする政府・国交省と運輸機構を許さず、責任の追及と早期解決を求める気迫と決意に満ちた集会となった。

○主催者あいさつ

国労本部
高橋伸二執行委員長

23年目に入った。当事者の苦悩は消し去ることは出来ず、「解決」を見ず52名の他界・高齢化など、これ以上の解決引き延ばしは許されない。裁判を提起すると同時に、政治解決を求めてきた。2・16集会が闘いと運動の到達点であり、参加された各政党代表が人権問題としてとらえ、その解決に努力することで合意をしている。

解決に向けた環境は、7・14南裁判長の提案、7・15冬柴元大臣のコメント、高裁判決前の金子大臣のコメント、議会意見書、ILO 8度の勧告、3・25判決と裁判長のコメント。マスコミ論評も「解決が望ましい」という形で整いつつある。日本政府の良識を求めた

い。裁判もそれぞれ大詰めを迎え、大衆行動と合わせて闘争団、家族の皆さんから悔いの残らない闘いにしていく。

○情勢報告

国鉄闘争共闘会議
二瓶久勝議長

07年10月以降、「4者・4団体」は政治解決を求めて取り組みを進めてきた。高裁判決前に解決したかった。我々の力量不足もあるが、解決を避け続けてきた機構・政府・特に官僚の責任を強く指摘する。7・14南裁判長の提案、7・15冬柴元大臣の発言を無視し、当事者間の交渉を行う姿勢もなかった。

3・25判決では不当解雇を認定せず、金額的にも極めて不満、しかし一審より具体的に不当労働行為を指摘・認定した。運輸機構・

政府に大きな打撃であり、判決後、南裁判長は「早期に解決されることを望む」と、異例のコメント。マスコミも、22年間放置したのだから、政府の責任で解決すべきと一斉に報じた。更に、2・16集会の陣形から、自民党もこの問題の解決に乗り出さざるを得ない情勢と認識。3月26日、「4者・4団体」会議を開催し、引き続き早期に政治解決を求めていく事を確認。その要求は「路頭に迷わない」解決であり、「雇用、年金、解決金」。

「4者・4団体」は更に、大衆闘争と裁判闘争を強化し、退路を断ち、人権問題として、政府に強く政治解決を迫る決意だ。

○報告

鉄道公団訴訟東京高裁判決を受けて
加藤晋介弁護士

評価から延べる。一審よりプラス50万、遅延金3年さかのぼり一人11155万円になる。一方、6名のものが追加応募辞退で半額に。はじかれた停職、第2希望辞退者が5名から10名に拡大。原審の枠組みを超えていない、むしろ後



退した判決。改革法は有効よって3年で解雇は無効ではない。損害賠償については、組合所属が左右し、葛西、杉浦両氏の言動、現場管理者の言動から幹部の不当労働行為、あるいは意思が明確に示された。差別の事実を具体的に述べている点では評価できる。また、時効を排斥した。ただ、最終的に因果関係論について超えることができなかった。国労だからなのか、勤務成績なのか証明できない。結果「採用される期待があった」にとどまり、その機会を不当に失うことになったとしている。裁判長が裁判外での話し合いを提案した根拠は、裁判では金銭賠償しかなく、十分な救済ができないため。評価は不当判決であるが、これは制度上の欠陥であり、「最高裁判決」が導いたもの。JRの責任を免罪した最高裁こそが、労働委員会命令での解決を遮断した。

仙台工作協議会第14回定期委員会

3月22日(日)、**工作協議会から報告**

3月22日(日)、**工作協議会から報告**

幹事 弘修 守修 橋本 長原 橋本 長原 橋本 長原

副幹事 清英 清英 清英 清英 清英 清英 清英 清英

【仙総・庄司通信員】

○決意表明

筑豊闘争団 原正明氏

22年の支援に感謝と御礼を申し上げる。長く厳しい年月を経験、長男を紹介する。夢である航空機整備

しく屈辱的である。だから相手は即時抗告したのである。

これからの闘いについては、改革法23条(不当労働行為が行われたとしても救済されないよう法律)を作った政治が責任を取らなければならない。最高裁判決では少数意見は労働委員会が扱うことを求めたが、多数意見は労働委員会でも同じように回復されるから動弁してくれというものだった。しかし、結果はそうはならなかった。政治解決を求めていくと同時に最高裁が抜けど道を作った責任についても求めていく。

退職のお知らせ

2月28日

鈴木利一さん
貨物福島分会
白田和正さん
郡工貨物分会
保坂直悦さん
山形連合分会
(運輸区)
渡部秀夫さん
若松連合分会 (保線)
若松連合分会 (保線)
若松連合分会 (保線)

その学校に入り、奨学金の対象にもなれずバイトしながら苦学するが体を壊しあきらめた。今は理学療法士になつて働いている。家族を支えられて闘ってきた。4名の女性闘争団もいた。その中の一人を紹介する。早くに父、そして交通事故で姉を失い病気がちで入退院を繰り返す母親の面倒を見てきた。物販や清掃などをこなし心労からか髪は抜け落ち、かつらをつけ仕事をしていた。ついに病に倒れ、見舞った際に「何か欲しいものは」と聞くと「菜の花が見たい」と、摘んできた菜の花を眺めながら「もつ思い残すことは無い」を最後に他界された。政治、政府の責任を追及していく。36闘争団、全動労争議団は勝利解決をつかみ取る。

稚内闘争団家族
田中廣子氏

3月25日にメールが届き、がっかりした。裁判長は清算事業団の就職あっせんの実態を知っているのか。また当時の職場は粉塵が舞うような劣悪な環境で、家族が夫の健康を心配して要請に言った際の管理者の対応を知っているのか。管理者は3年で逃げてしまった。裁判は10年位と言われている。昼も夜も働いた。楽な生活、お金がほしかった。子供はアルバイトをして協力してくれた。先日、家族で温泉に行つたとき「好きな道を進んで」と子供たちから言われた。

3月16日、一人の団員の妻が他界した。早く解決したい。その思いが強くなっている。82歳の母さんに「まだやるのかい」といわれたが、「このままで、この闘いは終われない」と返した。勝利報告をするまで頑張る。